

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全課において閲覧できます。

令和七年三月二十八日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和六年十月三日奈良県指令建第一一四―七四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年三月十九日建第一〇四八四号

公共施設に関する工事の検査済証 令和七年三月十九日建第六〇〇七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市出合町一九六番・一九七番・一九八番合併二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市川西町九三八番地の一二六

志野浩章

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市出合町一九六番・一九七番・一九八番合併二の一部

下水道 橿原市出合町一九六番・一九七番・一九八番合併二の一部

一 許可番号

令和六年十月三十日奈良県指令建第一一四―四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年三月二十一日建第一〇四八五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

高市郡明日香村大字越一〇六番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市新賀町四九三番地 パセオ・パークハイムB一〇三号

藤田雅史